

大阪地方裁判所委員会（第59回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和7年3月5日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和7年3月5日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第6債権者集会室

3 出席者

（委員）浅野千晶、狩野裕、中村征樹、福田和郎、豆崎新治、水谷清乃、水澤健一、村西良太、山口能孝、米田英生、谷英樹、相馬博之、黒野功久、渡部市郎（敬称略）

（説明者）谷村武則、小西義博、砂原有香里

（事務担当者）松永栄治、三宅秀明、福富幸治、荒木健二、駿河智史、飯田圭

（庶務）黒澤郁夫、山田慎太郎

4 配布資料

（1）パワーポイントスライド資料

（2）調停制度に関するリーフレット等 7種類

5 議題

民事調停制度の利用促進について

6 議事

委員長：■（委員長選任手続では委員長代理）、

委員（学識経験者）：◇、委員（法曹関係者）：○、

説明者、事務担当者及び庶務：▲

（１）開会挨拶

（２）委員長選任

委員の互選により、黒野委員が委員長に選任された。

なお、選任手続の経過は以下のとおり

■：委員長選任に関して意見等があれば伺いたい。

○：他の委員から御意見が出ないようなので、まず、私の方から申し上げる。地方裁判所委員会の趣旨として、特に裁判所外の皆様にご意見をいただき、それを裁判所の運営に活かすという点が大事だと思っている。委員長については、事務局との事前準備等も必要となってくる。私は、裁判員裁判等の事件も担当しているが、司会はなかなか忌憚のない意見が言いにくい。むしろ、委員長は所長が務めることとし、委員の皆様からは忌憚のないご意見を活発にお述べいただくことが良いのではないか。

○：私が委員会に出席をさせていただくようになってから、これまで２回、委員長の選任が議題となり審議された。その中で色々な問題点が指摘されたが、地方裁判所委員会の目的は、国民の意見を広く裁判所の運営に反映させる点にあり、所掌事務は、裁判所の運営に関し、裁判所の諮問に応ずるとともに、裁判所に対して意見を述べるものと定められている。そして、こうした目的及び所掌事務に照らして、諮問を受ける側の責任者が委員長を務めることが、委員会の性質上、妥当なのかという問題点が指摘されたと思う。また、委員の皆様においても、こうした問題点に対する一定の理解は示されているというのが、これまでの議論の経過であったと認識している。

他方、準備の問題や、委員長の負担に耐えうる方がおられるのかという問題から、現実的には所長が委員長を務めることがよいのではないか、という意見もあり、これまで所長が委員長に選任されたものと理解している。

ただ、中長期的には、負担の内容や程度を踏まえ、委員長は所長以外の方に務めていただくことも視野に入れて、今後も議論を進めていくことがよいのではないか、という意見も前回の委員長選任時に出たかと思う。今回もこうした認識を共有した上で、現実的にどうすべきか、委員の皆様の意見をお聴きしたい。

◇：上記の委員の意見には概ね賛成である。この点、他の地方裁判所委員会において、委員長はどのような方が就かれているのか。また、所長以外の方が委員長を務めている事例があるとして、課題やトラブルが生じているのか、教えていただきたい。

○：私の知っている範囲では、所長以外が委員長を務めている例は複数ある。例えば、岡山地裁において、委員長選任が議題になり、学識経験者の方が委員長に選任されている。岡山地裁では、このように以前から所長以外の方が委員長となっているが、特段の問題は生じていないと認識している。

◇：先の委員の意見の趣旨には賛成である。その上で、今回は前所長の異動に伴う委員長の選任であり、他の委員の構成にも変わりはないことから、今後、委員の構成が変わり、委員長を選任する際に、先ほどの委員の指摘を踏まえた議論がなされるとよいのではないか。

◇：前回の選任時も議論となったが、この議論は長期的に行うとのことだったので、今の段階では引き続き検討するということによりと思う。

■：複数の意見が出たが、体制については引き続き検討することとし、今

回の委員会においては、黒野委員を委員長に選任することでよい。

(出席した全ての委員から賛同の意が示された。)

○：確かに、他の裁判所において、所長以外の委員が委員長を務めるところもあると聞く。ただ、数としては、圧倒的に少ない。また、大阪地裁のような大規模庁では、事務局の規模も非常に大きく、連携が難しいという点も補足しておく。決して、裁判所内部のテリトリーを守りたいというような趣旨で申しているわけではなく、あくまで委員の皆様の忌憚のないご意見をいただき、裁判所の運営に活かしていきたいと考えているものである。

(3) 委員長挨拶

(4) 委員長代理の指名

黒野委員長は、米田委員を委員長代理に指名した。

(5) 前回の委員会において委員から出された御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「裁判員制度の発展を目指して」をテーマとし、委員の皆様から幅広く活発に御質問や御意見をいただいた。

ア 裁判員制度について関心を高めてもらう方策

(ア) 裁判員制度インフォグラフィックス動画の活用

委員の方から、動画を作成したらどうかとのご意見をいただいた。最高裁判所ホームページには裁判員制度の概要を把握する各種の動画(裁判員制度インフォグラフィックス動画)が掲載されており、理解しやすい内容になっている。この動画の一つを後で皆様に視聴していただく。これらの動画を活用して裁判員制度への関心を高める方策を考えており、具体的には、①高校や大学へ各種動画の学生に対する周知を依頼する、②商工会議所等に対しては、各種動画の説明をした上、会員企業への裁判員制度への理解(休暇の取得等)

と動画の拡散を依頼することを検討している。

(イ) 裁判員候補者への発送書類の改訂

これに加えて、裁判員候補者への呼出状発送時に同封している「裁判員になることに不安を感じている皆様へ」を改訂し、より裁判員経験者への声が伝わり、参加することにメリットが感じられる内容とし、同書面には（ア）の各種動画の二次元コードを表示し、動画の画像などを印刷するなど、効率的に裁判員制度の動画を閲覧できるよう準備に取り掛かっている。

(ウ) 裁判員経験者の活用の拡大

経験者の意見をもっと拡散すべきというご意見については、広報行事に参加した裁判員経験者から、広報活動のサポーターとして協力してくれる人を募り、出張説明会等に同行してもらうなどして、経験者の声が直接伝わる行事を拡充していくことを検討している。

イ 企業への働きかけ、広報活動の成果を維持するための方策

ア（ア）の動画紹介のほか、継続的に制度広報の協力依頼ができる関係性が構築できるよう商工会議所や市町村へ働き掛け、裁判官が出張講義することを検討している。

(6) プレゼンテーション「民事調停制度の利用促進について」

(7) 訟廷事務室、調停室及び待合室等の見学

(8) 意見交換



- ：意見交換の前に、先ほどの説明について質問等があればお伺いしたい。
- ◇：ウェブ調停のために使用する部屋も見させていただいたが、ウェブ調停において、管轄はどうなるのか。
- ▲：ウェブ調停を利用するかどうかにかかわらず、管轄は一般の調停の規定のとおりである。すなわち、一般的に、管轄は相手方の住所地が基準となる。例えば、申立人の住所が遠方の場合であったとしても、相手方の住所が大阪市にある場合は大阪簡裁に管轄があるが、こうした場合にウェブ調停を活用することになる。
- ◇：調停は申立人と相手方から交互に話を聞くとのことだが、直接対面するのは調停が成立したときのみという理解でよいのか。
- ▲：基本的にそうであるが、調停成立時にも相手方と顔を合わせたくないという場合もある。そうした場合には、調停委員が、それぞれの当事者がいる部屋に個別に向かい、合意を確認して、調停を成立させることがある。
- ▲：地方裁判所においては、比較的、双方対席のもとで行うことが多い。

というのも、訴訟と同様に、争点や主張の整理を行うケースが少なからずあり、そのような場面では対席で行うこととし、個別に解決の方向性を伺うべき場面では、交互に部屋に入っていただくなどとしている。地方裁判所における調停では、弁護士が代理人として選任される例が多いため、そうした扱いとなっている側面もある。

◇：民事調停の認知度を高める方策について、現在の認知度はどの程度か。
私も民事調停という文字は見たことがあるが、あまりイメージは持てていない。

▲：数値で表したものはない。ただ、令和5年度における大阪簡裁の民事調停の件数は870件程度であり、大阪の人口に比して、件数は少ないと考えている。コロナの影響もあったとは思われるが、それを差し引いても、やはり件数は少ないと考えられる。

◇：アンケートで一般人に認知度を調査したデータ等はないということか。

▲：手続の利用者を対象としたアンケートはあるが、そうしたデータはない。

◇：民事調停の件数が減っている主な理由は何か。例えば、民間の機関に相談されているケースが多いとか、民事調停での解決が望ましい事件が民事訴訟となっているなどの実感はあるか。私は建築関係の仕事をしているが、瑕疵担保責任等もあることから、検査が二重三重に行われるなど、住宅の問題は少なくなっていると感じる。そうすると、民事調停が減るのは、むしろよいことではないか、とも思う。

▲：一般的に、紛争自体が減っているのではないかというご指摘もあるところ、確かに、法律相談や交通事故の件数は減っていると聞き及んでいる。他方、紛争自体は減っておらず、裁判等の手続を利用することを躊躇しているだけであるという意見もある。確定的なデータを持ち合わせ

ているわけではなく、様々な意見があるというのが実情である。

また、事件が大幅に減ったのは、多重債務者の問題が法律の改正等によって解決してきたことや、ADR法が成立し、民間の機関において紛争を解決する手段ができたことなどが理由であるという指摘もあるが、こうした点についても、分析が進んでいる状況ではない。

▲：想像ではあるが、仮に調停が成立しなかった場合に、紛争がそのまま残ってしまい、これを解決するためには改めて訴訟を行わなければならないのではないか、という懸念に、調停手続の利用を躊躇する理由があるのかもしれない。例えば、調停を半年間行い、まとまらない場合には訴訟を行うとなると、その期間がもったいないという発想があるのかもしれない。

しかし、その点に関し、裁判所としてはできるだけ工夫をしたいと思っている。例えば、調停手続の中で、専門的知見を踏まえた調停意見書のような書面を作成しておき、もし調停が不成立となった場合に、そうした書面を訴訟で証拠として提出することで、議論の出発点とできるようにするなど、調停の経過や成果がまったく無駄になってしまわないような工夫はありうる。

◇：今の話を聞くと、地方裁判所に調停をお願いする方が良いように感じたが、地方裁判所と簡易裁判所のどちらに調停を申し立てるのかについて、基準はあるのか。

▲：先ほど申し上げたように、管轄の問題があるため、原則として簡易裁判所に申し立ててもらうことになる。ただし、一部の例外を除き、当事者間に合意がある場合には地方裁判所に申し立てることができるし、訴訟事件から調停に付された場合には、地方裁判所で当該調停事件を取り扱うこととなる。

◇：相手方が遠方に居住している場合にはウェブ会議の方法により調停に参加できると聞いたが、申立ては裁判所に出向いて行わなければならないのか、郵送でも可能なのか。

また、もし相手方が調停期日に出頭しない場合にはどのような対応になるのか。

▲：申立ては窓口でも郵送でも可能であるが、申立書の提出先は、原則として、相手方の住所地を管轄する裁判所となる。ただし、不動産に関する事件においては、当該不動産の所在地を管轄する裁判所にも申立てができるといった例外はある。

また、調停期日に相手方が出頭しないケースは確かにあるが、調停は話し合いで解決する手続であるため、この場合には、調停不成立とせざるを得ない。ただし、第1回期日に相手方が出頭しない場合に、申立人からの要望等も踏まえ、次回期日を指定した上で、話し合いで解決する手続であるから是非来てもらいたい旨を記載した事務連絡を送り、さらに相手方に出頭を求めることもある。

◇：不成立となるのは何パーセントくらいか。

▲：簡易裁判所において調停が成立するのは3、4割程度で、不成立はそれよりも多い。また、成立には至らないが、もう少しで合意が形成されそうなケースにおいては、裁判所が調停に代わる決定をし、記載内容について当事者双方に異議がなければ、一定期間の経過をもって調停が成立したものとみなす手法をとることもある。

▲：地方裁判所の第10民事部における調停の成立率は、6、7割である。

■：民事調停制度の利用促進に関し、民事調停の認知度を高める方策についてもさらに意見を伺いたい。

◇：やはりSNS等で周知や情報提供を行うことがよい。具体的には、手

続内容の説明の前に、このような手続を取ればこうしたメリットがあり、問題を解決できるというようなことを3～5分程度の動画にして、YouTubeやTikTok等で共有できないか。すなわち、こうした悩みはこのような方法で解決ができるということを伝えて興味関心を持ってもらい、その次に手続の内容について知ってもらうという順序が妥当である。多くの方は、調停制度を利用することのメリット等についての理解が薄いように思う。

◇：そもそも民事調停という言葉に聴きなじみがない。既に民事調停を選択肢として考えておられる方には手続を説明したリーフレット等も意味を持つが、民事調停という言葉を知らなければ、リーフレット等を手にとることもないと思う。むしろ、お金の貸し借りや交通事故といった実際に直面しうるトラブルの解決方法の一つとして民事調停があるという点を前面に出した説明を用意し、その後に、手続について説明した動画を見てもらったり、リーフレットを手にとってもらうという流れになるのではないか。

◇：私は消費生活センターの相談員であるが、周囲の相談員には調停委員を務めておられる方も多く、そうした方に話を聞くと、やはり裁判所は市民にとってはハードルが高い。消費生活センターは、悪質な業者についての相談事案も取り扱うが、そうした業者は、訴訟提起の予告を一種の脅しのように使う場合もあり、市民の間では、裁判所は怖い場所だというイメージを持っている方も多い。

また、周囲の相談員の間では、民事調停という言葉よりも、皆さんが使いやすい制度があるということを市民相談窓口でもっと広報してほしいという意見も出ている。パワーポイントスライド資料によれば、広報活動として、相談機関の窓口担当者への説明会も行っているとのこと

だが、自治体の窓口担当者等も含まれているか。

▲：大阪府や大阪市といった行政機関の相談窓口の担当者に向けた広報活動は行っている。こうした広報活動においては、調停制度の説明、模擬調停の実施や解決事例の紹介、意見交換等を行っている。

また、裁判所の手続を選択することは、ハードルが高いという点は認識している。そのハードルをどのように下げていくのかという点は裁判所の課題である。

◇：消費生活センターの斡旋で解決しないケースについては、民事調停という選択肢もあることは紹介していきたい。ただし、実際に相談者が裁判所に出向くことはやはりハードルが高いため、月に1回であるとか、裁判所の職員が自治体等に出向いて、出張相談窓口のようなことはできないか。

◇：建築士会においても、電話での無料相談を行っている。時間の制限は設けているが、この電話窓口では小さなトラブルでも気軽に相談が持ち掛けられており、個別の建築士への具体的な相談に繋がるケースもある。

◇：先ほど色々な窓口を見せていただいた際、裁判所はあくまでも申立ての方法についてサポートするものであり、平等の観点から、個別具体的な相談内容についてのコメントはできないものと理解した。

しかし、相談に来られる方は、自身が抱えているトラブルが民事調停によって解決できるのかどうかについて関心がある。その点を解消した上で、次の段階として手続の内容について知っていただくという順序ではないか。多くの方は、調停制度を利用する価値があるかどうかに関心があるのに、裁判所の窓口では申立ての方法しか説明できないというのは冷たいように思う。そうした方を救うようなシステムを、裁判所だけでなく関係機関全体で考えていくことが必要と感じた。

▲：やはり、裁判所は中立の立場であるから、相談者に対して、この問題は調停で解決することができるというような案内は難しい。また、手続がどのように進行するかは相手方の対応にもよるところなので、どの手続を選択すべきかについて裁判所が推奨することもできないという点については御理解いただきたい。

ただし、窓口においては、単に申立書の書き方を説明するだけでなく、どのような手続があり、それぞれの手続にどのようなメリットがあるのかという点を説明し、選択肢を示すようにはしている。その選択肢からどの手続をとるべきか決めかねるということであれば、外部機関の無料の法律相談等も案内している。

◇：具体的な事案でアドバイスをすることが難しいというのは理解している。他方、例えば、様々な解決事例を紹介する動画をT i k T o k等に掲載しておき、窓口相談の際に、類似の事案の動画を参照するよう案内する、といった対応は可能ではないか。相談者に判断材料を与え、納得してもらうことが、手続の利用促進に繋がると思う。

◇：手続について具体的なイメージを持てることが重要である。例えば、裁判員制度であれば、裁判員経験者との意見交換会が設けられていると思うが、同様に、民事調停を利用して紛争を解決した方の意見等を示すことができると、利用のハードルが下がるのではないか。

◇：手続のリーフレット等を見ても、正直、具体的にどうすればいいのかわからなかった。例えば、申立書は一人で書けるような案内があるが、どの程度の文量を書く必要があり、どの程度の時間がかかるのか、イメージが湧かない。リーフレットに具体的な書式等も載せた方が、これくらいでできるのであれば手続を試みようか、という印象を持つことができると思う。

また、リーフレットには調停の特徴も記載されているが、一般の方が知りたいのは、簡単であるとか、早く解決できるといった点であり、もう少しポイントを絞るなど、書き方には工夫の余地がある。

そもそも、こうしたリーフレットがあることは今まで知らなかった。こういった場所に備え置かれているのか。

▲：裁判所以外だと、各市町村や各種相談機関に配布している。その後、どのような取扱いがなされているかまでは追跡できていない。

◇：免許更新や引っ越しのようなタイミングで、他の資料と一緒に配布することなどはできないか。裁判所に備え置いていてもあまり効果がなく、一般の方が目に触れる機会を増やしていく必要がある。

また、最近は、トラブルの解決策はインターネットで検索する方も多い。難しいとは思いますが、その検索結果の上位に裁判所のウェブサイトが表示されるような方法も考えた方が良いでしょう。

◇：民事調停という言葉はやはり難しい。どういうことができるのかイメージしづらい。今回の委員会にあたり、当社の過去の新聞記事を読んできたが、調停制度100周年の際に、ベテランの民事調停委員を特集した記事があった。記事によると、その方は、非常に真心をもって対応されておられるように感じ、こうした方と一緒に自身の紛争解決を目指すことができるのだな、というイメージを持ち、安心することができた。

先ほど、解決事例の例示が重要であるという意見があったが、調停委員の方から、こういう事例があった、このように紛争を解決した、という話を聞けると、調停に対するイメージを持つことができ、敷居も低くなるのではないかな。

◇：裁判所の窓口はローテーブルだが、オープンな空間であり話しにくい印象を受けた。銀行の窓口のように、仕切られた空間を設けることはで

きないか。また、窓口でどのような対応がなされるのか分からないので、手続を躊躇する側面もあるように思う。

▲：裁判所の受付について、設備上、個室は設けていないが、検討の余地はあるかもしれない。

受付の対応としては、誰に対し、何を求めているのか、すなわち、金銭を求めているのか、何らかの行為を行うこと又は止めることを求めているのか、そうした要求の理由や根拠は何か、などを確認していくことになる。

◇：対応方法は思っていたよりも親切に感じた。ただし、パーテーションなどでもいいので、一定程度仕切られたプライベートな空間でないと安心して話をしにくいように思う。

■：安心感を醸成できるよう、可能な限り、環境の構築についても検討していきたい。

◇：例えば、お金の貸し借りのトラブルについて裁判所の窓口相談した際に、それを他の方にも聞かれてしまう状況であると、話しにくいように思う。相談内容によっては、空いている個室等で話ができると相談もしやすいのではないかな。

また、特定調停のリーフレットを見ると、事業資金の返済が難しくなった、債権者と返済方法の交渉をしたが調整が進まない、収入が減ったがローンの借入れをどうすればいいのか分からない、といった具体的なトラブルが記載されており、イメージを持ちやすい。他方、民事調停のリーフレットは一般的な記載が中心で、やや分かりにくい印象を受けた。1枚に収めることは難しいかもしれないが、より具体的な記載があるとよい。

○：先ほどから皆様には民事調停制度を知っていただくという視点を中心

に様々な意見をいただいているところであるが、その中で、調停委員を知っていただくという意見もいただき、なるほどと思った。

制度を知ってもらうことばかりに目を向けていたが、制度の担い手である調停委員にスポットを当てることは非常に良いかもしれない。

また、裁判所の職員という立場を離れ、一市民として申し上げると、やはり窓口で相談することのハードルが高いという指摘は、もったもである。デジタル化が進展する今の時代を考えると、紛争を抱え、それをどのように解決すればよいか分からないときに相談に乗ってくれる、c h a t G P Tのようなツールがあるとよいのではないか。そうしたツールを用いて、こうした機関に行けば、このような手続きを受けることができる、こうした動画が参考になるといった案内を受けられるとよい。大阪地裁だけで取り組めることではないが、今後はそのような、相談すれば一定の解決手段を提示してくれるツールも必要となると感じた。

◇：c h a t G P T等を用いて的確な回答を得るためには、インターネット上に、そうした回答を示せるだけの情報が十分に存在することが必要である。そのためにも、インターネット上で様々な情報を提供しておくとうい。

◇：例えば銀行では、A Iを活用したQ & Aや顧客に寄り添うような窓口設備等が充実しており、参考になる部分が多いと思う。

会社経営にあたっては、社としてどういったことをやっていきたいのかという点を最初に考える。裁判所としては、大阪府下には紛争を抱えて悩んでいる方が多くいるはずだ、調停件数が約870件というのは少ない、実際はもっと世の中のお役に立てるかもしれない、という仮説があるのだと思う。そうであれば、市民に寄り添う姿勢をさらに見せていく必要がある。リーフレットを見ると、手続の案内が前面に出ているが、

まず、困っていることはありませんか、といった訴えかけを入口とし、それを解決するためにはこうした手続があります、といった流れの説明にすると、よりハードルが下がると思う。

また、先ほど受付や待合コーナーを見学したが、殺風景に感じた。加えて、エレベーターホールの明かりが消されていたところ、過去には省エネも重視されていたが、近年はLEDが普及し、消費電力も下がっているため、室内を明るくしている企業も多い。明るくすることによって、コストをかけずに来庁者の気分を変えることもできると思う。市民に寄り添う姿勢を重視するのであれば、こうした環境も変えていかなければいけない。

◇：民事調停を含めた様々な紛争解決手段がある中で、困っている人が裁判所にたどり着き、解決まで導けるような手段をいかに増やすか、そのために制度の認知度をどのように高めていくかがポイントだろうと思う。民事調停の件数が減ったからといって、労働審判や民間の紛争解決手段によって解決されているのであれば、ことさらに民事調停の件数について考えなくてもよいのではないかとも思うが、減っている原因としては、おそらくコロナの影響も多分にあると思うし、専門家に相談したところ、他の解決手段を勧められている場合もあるかもしれない。

パワーポイントスライド資料によれば、専門家等へ事前に相談した上で調停の窓口に来られる方とそうでない方との比率が1対2とのことである。相談なく来られる方をどのように増やすかについては、先ほどの話にもあったように、AI等を活用し、裁判所の窓口へ誘導することが考えられる。他方、専門家に相談した上で民事調停にたどり着いてもらうためには、相談先である弁護士や司法書士、市区町村の法律相談等において、民事調停という手段があることを助言してもらう必要がある。

また、他の手段によってトラブルが解決されるのであればよいが、弁護士料等も用意できず困っている方の少しでも助けになりたい、民事調停という手段があるということお伝えしたいということであれば、市区町村の無料法律相談でリーフレットを積極的に配布するなどして宣伝することで、そうした方が裁判所にたどり着く確率を高めることになるのではないかな。

困りごとのない人に民事調停の制度を紹介しても関心を持ってもらえない。困りごとがあって初めて、自力で解決の方法を調べたり、専門家に相談することになるのであるから、誰をターゲットにして効果的な広報活動を行うのかという議論が必要である。

○：弁護士の立場から見ると、民事調停は、特定の分野においては非常に使いやすい制度であるが、一般的に、どのような事件でも民事調停を利用すると考える弁護士はほとんどいないように思う。すなわち、弁護士が関与するケースにおいては、相手方にも弁護士が就いている場合が多く、交渉が決裂した段階で、調停を経ずに訴訟を行う方が法的に迅速な解決ができると考えることが多い。他方、近隣住民同士の紛争で、可能であれば話し合いで解決したいというような事案や建築関係の紛争においては、弁護士としても民事調停が活用できる分野であると考えている。

裁判所から、コンプライアンスにも資するという説明もあったが、周囲の弁護士に話を聞くと、例えば、交通事故の自賠責に争いがある事案において、訴訟等によって裁判所から何らかの判断を得ないと等級の変更は困難であるが、調停の成立によっても変更に応じてくれる場合があるようである。弁護士としては、このようなメリットがあるかどうかを念頭において、調停手続を選択するかどうか検討する。したがって、弁護士会の中で、調停手続のメリットを周知していくことが、利用を促進

する一つの道筋になるのではないかと思います。

また、弁護士が関与しない場合における調停手続の利用について考えると、手続費用が安いこと、調停委員会において双方の言い分を聴いた上で、必要な範囲で主張の内容を法的に整理してもらえることは、一般の方にとっては大きなメリットだと思う。こうした点を踏まえて、リーフレットの記載や周知の仕方を検討することは重要である。

さらに、他の紛争解決手段と比較すると、通常、民事調停ができるのは平日の日中に限定され、さらに曜日も限定されることがある一方、民間のADRは夜間や土曜日でもできるなど、非常に柔軟である。裁判所においても、こうした点について一定の工夫ができないか。

◇：過去に4年程度、調停委員を務めた経験がある。その間に、株式の買取りにおける適正な株価が争点となった事件を1件担当したが、私が適正な株価を算定し、当事者に納得してもらった。調停委員としての報酬はもらったが、民間の算定における報酬に比べると破格の金額であり、調停の内容によっては専門家の意見を得られるという点で、メリットはあると思った。

ただ、他の制度や手段と比べてどのようなメリットがあるのかはよく分からないところもある。私が会計士として、会社の売上が上がらないがどうすればよいかという点について会社の方と話すときには、本質的に、商品やサービスをどのように良くしていくか、という視点で議論する。すなわち、調停制度の利用促進においても、どのような点にメリットがあるのか、そのメリットを活かせるのはどのような人かを明確にし、その人に対し、裁判所がどのようにアクセスするのかを考える必要がある。

◇：私は法学部の教員であり、民事調停という制度があることは当然存じ

ているが、他方、ADR等の紛争解決手段も増える中で、そもそも、民事調停制度を利用する人が減っていることをどの程度問題として認知し解決すべきであるのか、よく分からないところがある。

ただ、本当は問題を抱えており解決を図りたいが、どこに行けばいいのか分からない、問題をさらに広げたくないがために黙っている、というような人はおそらくおられるのであり、そうした人をどのように救うべきかは重要である。こうした点を踏まえると、裁判所は一般的に堅苦しいイメージのある訴訟だけを行う場ではないこと、調停のように自らで申立てをし、専門家に関与してもらって紛争を解決することができる場でもあることをもっとアピールすることが、まず大事であると思う。

◇：調停委員も務める消費生活センターの相談員に話を聞くと、相談員が調停委員として関与すればもっとしっかり当事者の話を聞けたと思われる事案もあるようである。事案に応じた適任の調停委員が関与できるようにしないと、調停制度のイメージが向上しない。適材適所となるよう、調停委員を各事件に割り振ってもらいたい。

◇：リーフレットについて、最高裁が作成したものであり作り直すことは難しいと思うが、裏表を逆にし、内容をまず見てもらえるように備え置くと、手に取ってもらいやすいのではないか。

■：非常にたくさんのご意見、ご指摘をいただいたことにつき、御礼申し上げます。時間も限られているため、本日の意見交換は以上とさせていただきます。

7 次回テーマ

裁判所の人材育成について

8 次回期日

令和7年7月24日（木）